

**金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う
金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の様式【新設】**

以下の内閣府令について新設の様式を追加する。

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）

- ・別紙様式第二十七号（第二百九十六条、第三百四条関係）・・・・・・・・・・（様式 1）
- ・別紙様式第二十八号（第三百十六条第一項関係）・・・・・・・・・・（様式 2）

無尽業法施行細則（昭和 6 年大蔵省令第 23 号）

- ・附属雛形（紛争解決等業務に関する報告書雛形）・・・・・・・・・・（様式 3）

銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）

- ・別紙様式第 20 号（第 34 条の 78 関係）・・・・・・・・・・（様式 4）

長期信用銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 13 号）

- ・別紙様式第 17 号（第 25 条の 54 関係）・・・・・・・・・・（様式 5）

信用金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 19 号）

- ・別紙様式第 20 号（第 170 条の 2 の 11 関係）・・・・・・・・・・（様式 6）

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号）

- ・別紙様式第 10 号（第 42 条の 15 関係）・・・・・・・・・・（様式 7）

貸金業法施行規則（昭和 58 年大蔵省令第 40 号）

- ・別紙様式第 4 号の 2 の 2（第 4 条第 3 項第 14 号関係）・・・・・・・・・・（様式 8）
- ・別紙様式第 22 号（第 30 条の 30 関係）・・・・・・・・・・（様式 9）

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令
（平成 5 年大蔵省令第 9 号）

- ・別紙様式第 1 号（第 18 条関係）・・・・・・・・・・（様式 10）

保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）

- ・別紙様式第 28 号（第 239 条の 15 関係）・・・・・・・・・・（様式 11）

信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令第 107 号）

- ・別紙様式第 23 号（第 80 条の 15 関係）・・・・・・・・・・（様式 12）

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条
第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵
当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 35 号）

- ・別紙様式第 11 号（第 22 条の 15 関係）・・・・・・・・・・（様式 13）

別紙様式第二十七号（第二百九十六条、第三百四条関係）

（日本工業規格A4）
（第1面）

金融庁長官 殿	年 月 日
申請者	（郵便番号）
	住所又は所在地
	電話番号（ ） -
	商号又は名称
	代表者の役職氏名
	印
登録申請書	
金融商品取引法第66条の28の規定により同法第66条の27の登録を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。	

（注意事項）

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること（署名の場合を除く。）。

(第2面)

* 登 録 番 号	金融庁長官(格付)第 号(年 月 日)
1 法人格の有無	
2 (ふりがな) 商号又は名称	
3 役員(外国法人にあっては、国内における代表者を含み、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにおいて、その代表者又は管理人を含む。)の氏名又は名称	別添1のとおり
4 信用格付業を行う営業所又は事務所(外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所)の名称及び所在地	別添2のとおり
5 他にしている事業の種類	別添3のとおり
6 登録申請者(外国法人に限る。)の法第66条の28第1項に規定する国内における代表者又は第297条に規定する者の氏名	
7 登録申請者の関係法人であって登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者の商号又は名称及び本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	別添4のとおり
8 登録申請者の関係法人(登録申請者の関係法人であって登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者を除く。)の商号又は名称及び本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	別添5のとおり
9 登録申請者(外国法人に限る。)の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の国名及び当該国において行政機関等の監督を受けている場合には、その旨並びに当該行政機関等の名称及び所在地	別添6のとおり
10 法令等遵守責任者の氏名	
11 信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者の氏名	
12 監督委員会の委員の氏名	

(注意事項)

- 1 「*登録番号」欄には、記載しないこと。
- 2 「法人格の有無」欄は、法人格がある場合にはその根拠規定を併せて記載すること。
- 3 「監督委員会の委員の氏名」の欄は、委員が独立委員である場合には、独立委員である旨を内書(括弧書)で併せて記載すること。

(第3面)

(別添1：役員(外国法人にあつては、国内における代表者を含み、法人でない団体で代表者又は
管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人を含む。)の氏名又は名称)

商号又は名称

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職名

(第4面)

(別添2：営業所又は事務所(外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所)の名称及び所在地)

商号又は名称

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地

(別添3：他に行っている事業の種類)

商号又は名称

(年 月 日現在)

他に行っている事業の種類

(第6面)

(別添4：登録申請者の関係法人であって登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者
又は信用格付業者の商号又は名称及び本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地)
商号又は名称

(年 月 日現在)

商号又は名称	本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	
	名 称	所 在 地

(第7面)

(別添5：登録申請者の関係法人(登録申請者の関係法人であって登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者を除く。)の商号又は名称及び本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地)

商号又は名称

(年 月 日現在)

商号又は名称	本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	
	名 称	所 在 地

(第8面)

(別添6：登録申請者(外国法人に限る。))の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の
国名及び当該国において行政機関等の監督を受けている場合には、その旨並びに当該行政機関等の
名称及び所在地)

商号又は名称

(年 月 日現在)

国名	監督の有無	行政機関等	
		名称	所在地

(注意事項)

- 1 「国名」欄には、当該登録申請者の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の名称を記載すること。
- 2 当該国において行政機関等の監督を受けている場合には、「監督の有無」欄に「有」と記載し、併せて「行政機関等」欄に当該行政機関等の名称及び所在地を記載すること。

別紙様式第二十八号（第三百十六条第一項関係）

（日本工業規格 4）

第 期事業報告書（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

印

1 業務の状況

(1) 登録年月日及び登録番号

年 月 日（金融庁長官（格付）第 号）

(2) 行っている業務の種類

(3) 当期の業務概要

(4) 役員及び使用人の状況

役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	名 ()	名 ()	名 ()	名 ()
うち格付アナリスト				

役員の場合

役職名	氏名又は名称	兼職の状況		
		商号	役職名	代表権の有無

法令等遵守責任者の状況

氏 名

信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者の状況

氏 名

監督委員会の委員の状況

氏 名

格付アナリストの状況

部 門 名	所 属 人 数

(5) 営業所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名
計 店		計 名

(6) 株主の状況

氏名又は名称	住 所 又 は 所 在 地	割 合
その他		%
(名)		
計 名		100.00%

(注意事項)

1 業務の状況

(1) 行っている業務の種類

当期末現在において業として行っている信用格付行為の内容、当該行為に係る信用格付

の対象となる事項の区分及び他に行っている事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(2) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。（外国法人にあっては、国内における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要も併せて記載すること。）

(3) 役員及び使用人の状況

役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。また、外国法人にあっては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人の数を下段に内書（括弧書）として記載すること。

役員状況

当期末現在における役員について記載すること。なお、「兼職状況」の欄には、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、会計参与、監査役又は外国法人の国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員以外の役員にあっては、「兼職状況」の欄の記載を要しない。

監督委員会の委員状況

監督委員会の委員が独立委員である場合は、独立委員である旨を内書（括弧書）で併せて記載すること。

格付アナリストの状況

当期末現在における格付アナリストについて記載すること。なお、「部門名」の欄には、当該部門が担当することとなる信用格付の対象となる事項の区分を下段に内書（括弧書）として記載すること。また、外国法人にあっては、「所属人数」の欄に、国内における営業所又は事務所に駐在する格付アナリストの数を下段に内書（括弧書）として記載すること。

(4) 営業所の状況

当期末現在における本店等を含むすべての営業所又は事務所について記載すること。なお、当期中において、営業所若しくは事務所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること

(5) 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主（第318条第1号二に規定する上位10位までの株主をいう。）及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、同号二に規定する割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(7) 業務の状況

当期における信用格付業、関連業務及びその他の業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

当期末現在において付与している信用格付の総数及び信用格付の対象となる事項の区分に応じた内訳

区 分	当期末現在において付与している信用格付の数
合 計	

(注意事項)

- 1 信用格付の対象となる事項の区分は、格付方針等における区分に従うこと。
- 2 外国法人にあっては、国内における格付の数を下段に内書(括弧書)として記載すること。

信用格付業者の顧客のうち、当該事業年度において信用格付業者に対して支払った手数料(第306条第1項第10号口に規定する手数料をいう。)の額が大きいことにおいて上位を占める20の顧客の氏名又は名称及び金額

氏 名 又 は 名 称	金 額

(注意事項)

外国法人にあっては、国内において上位を占める20の顧客にかかるものについても記載すること。

格付アナリストの報酬等の総額

金融商品または法人の信用状態(当該信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項であるものに限る。)の変化に関する統計その他の情報

(注意事項)

二以上の信用格付業者(当該二以上の信用格付業者が関係法人であり、かつ、共通の国内における代表者又は第297条に規定する者を有する場合に限る。)が共同して信用格付行

為を業として行う場合において、信用格付業者ごとに把握することが困難である場合については、合理的な説明を付した上で、当該二以上の信用格付業者が共同して作成する統計その他の情報を記載することができる。

関連業務及びその他の業務の状況

業 務 の 内 容

(注意事項)

外国法人にあつては、国内における関連業務及びその他業務の状況についても記載すること。

2 経理の状況

信用格付業者は、貸借対照表、損益計算書を作成し、提出することとする。

3 関係法人の状況

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	主たる事業の内容	関係内容

(注意事項)

- 1 当期末現在の関係法人を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
- 2 「関係内容欄」には、当該信用格付業者の子法人、当該信用格付業者を子法人とする他の法人又は当該信用格付業者を子法人とする他の法人の子法人（当該信用格付業者を除く。）の別及び資本関係又は人的関係の別を記載すること。

附属雛形（紛争解決等業務に関する報告書雛形）

（日本工業規格A4）
年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の氏名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入無尽会社等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
 - (4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- （記載上の注意）

この雛形中に記載する金額、件数及び株数は、この雛形中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 紛争解決等業務の概要

--

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称	所 在 地	業務を行う

(設置年月日)		日及び時間
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減

年 月 日				

年 月 日				

年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- 2 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 3 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。

6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

7 役員の兼職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員の氏名又は商号若しくは名称		

				株
-----				株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいい、「親法人」とは第22条の14第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入無尽会社等の状況

(1) 無尽会社

番号	商号	本店の所在地	加入年月日

(2) 無尽会社以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

11 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）

(単位：件)

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

(単位：件)

類型	当事者の別			
	顧客が法人	顧客が個人	その他	計
計				

類型	終了事由の別								
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他	小計	移送	計
計									

(記載上の注意)

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した無尽業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

(単位：件)

(単位：件)

所要期間	件数
1月未満	
1月以上 - 3月未満	
3月以上 - 6月未満	
6月以上	
計	

手続実施方法	件数
面談	
電話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	

計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								計
計									

（記載上の注意）

- 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した無尽業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 2 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 3 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）
（単位：件） （単位：件） （単位：件）

所要期間	件数	所要回数	件数	手続実施方法	件数
1月未満		1回		面談	
1月以上 - 3月未満		2回		面談以外	電話
3月以上 - 6月未満		3回			電子メール
6月以上 - 1年未満		4回			ファクシミリ
1年以上 - 2年未満		5 - 10回			文書の送付
2年以上		11回以上			その他
計		計		小計	

（記載上の注意）

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

（3）紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・負担金			
料金額		負担金額	計
苦情処理手続	紛争解決手続		

（4）紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
（単位：件）

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計

指定紛争解決機関の 窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
そ　　の　　他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1.2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1.3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

別紙様式第20号（第34条の78関係）

（日本工業規格A4）
年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の氏名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入銀行等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
 - (4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- （記載上の注意）
この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 紛争解決等業務の概要

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称 (設置年月日)	所 在 地	業務を行う 日及び時間
----------------	-------	----------------

(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減
紛 争 解 決 委 員			

----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- 2 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 3 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。

6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

7 役員の兼職状況

(フリガナ) ----- 役員の氏名又は 商号若しくは名称	役員を使用する者の氏名及び住所又は 役員を役員若しくは使用人とする法人 の商号又は名称及び主たる営業所又は 事務所の所在地(役員が他の事業を営ん でいるときはその旨)	事業の種類又は 法人の業務の種類

				株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいい、「親法人」とは第34条の77第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入銀行等の状況

(1) 銀行

番号	商号	本店の所在地	加入年月日

(2) 銀行以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

11 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）

（単位：件）

受付事件内訳

新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）
（単位：件）

類型	当事者の別			
	顧客が法人	顧客が個人	その他	計
計				

類型	終了事由の別								
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他	小計	移送	計
計									

(記載上の注意)

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した銀行業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）
（単位：件）

所要期間	件数
1 月未満	
1 月以上 - 3 月未満	
3 月以上 - 6 月未満	
6 月以上	
計	

手続実施方法	件数
面談	
電話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	
その他	

計									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								計
計									

（記載上の注意）

- 「類型」には、紛争解決手続を実施した銀行業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）
（単位：件） （単位：件） （単位：件）

所要期間		件数	所要回数	件数	手続実施方法		件数
1月未満			1回		面	談	
1月以上 - 3月未満			2回		面 談 以 外	電 話	
3月以上 - 6月未満			3回			電 子 メ ー ル	
6月以上 - 1年未満			4回			フ ァ ク シ ミ リ	
1年以上 - 2年未満			5 - 10回			文 書 の 送 付	
2年以上			11回以上			そ の 他	
計			計		小 計		

（記載上の注意）

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

（3）紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・負担金			
料金額		負担金額	計
苦情処理手続	紛争解決手続		

（4）紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
（単位：件）

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委				

員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
その他の				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1.2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1.3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

別紙様式第17号（第25条の54関係）

（日本工業規格A4）
年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の氏名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入長期信用銀行等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
 - (4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- （記載上の注意）

この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 紛争解決等業務の概要

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称	所 在 地	業 務 を 行 う
-----	-------	-----------

(設置年月日)		日及び時間
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減

年 月 日				

年 月 日				

年 月 日				

計 名				

(記載上の注意)

- 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- 2 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 3 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。

6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

7 役員の兼職状況

(フリガナ) ----- 役員の氏名又は 商号若しくは名称	役員を使用する者の氏名及び住所又は 役員を役員若しくは使用人とする法人 の商号又は名称及び主たる営業所又は 事務所の所在地(役員が他の事業を営ん でいるときはその旨)	事業の種類又は 法人の業務の種類

				株
				株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいい、「親法人」とは第25条の53第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入長期信用銀行等の状況

(1) 長期信用銀行

番号	商号	本店の所在地	加入年月日

(2) 長期信用銀行以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

11 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）

(単位：件)

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

(単位：件)

類型	当事者の別			
	顧客が法人	顧客が個人	その他	計
計				

類型	終了事由の別								
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他	小計	移送	計
計									

(記載上の注意)

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した長期信用銀行業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

(単位：件)

(単位：件)

所要期間	件数
1月未満	
1月以上 - 3月未満	
3月以上 - 6月未満	
6月以上	
計	

手続実施方法	件数
面談	
電話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	

計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								計
計									

（記載上の注意）

- 「類型」には、紛争解決手続を実施した長期信用銀行業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）
（単位：件）

所要期間	件数	所要回数	件数	手続実施方法	件数
1月未満		1回		面談	
1月以上 - 3月未満		2回		面談以外	電話
3月以上 - 6月未満		3回			電子メール
6月以上 - 1年未満		4回			ファクシミリ
1年以上 - 2年未満		5 - 10回			文書の送付
2年以上		11回以上			その他
計		計		小計	

（記載上の注意）

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

（3）紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・負担金			
料金額		負担金額	計
苦情処理手続	紛争解決手続		

（4）紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
（単位：件）

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計

指定紛争解決機関の 窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
そ　　の　　他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1 2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1 3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

別紙様式第20号（第170条の2の11関係）

（日本工業規格A4）
年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
- 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
- 3 組織に関する事項
- 4 紛争解決委員及び役職員の増減
- 5 役員の氏名等
- 6 他の事業の種類及び内容
- 7 役員の兼職状況
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
- 9 意思決定機関の状況
- 10 加入金庫等の状況
- 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
 - (4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
- 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
- 13 その他特記事項

（記載上の注意）
この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 紛争解決等業務の概要

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称	所 在 地	業務を行う
-----	-------	-------

(設置年月日)		日及び時間
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減

年 月 日				

年 月 日				

年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- 2 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 3 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。

6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

7 役員の兼職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員の氏名又は商号若しくは名称		

				株
				株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいい、「親法人」とは第170条の2の10第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入金庫等の状況

(1) 信用金庫

番号	名称	主たる事務所の所在地	加入年月日

(2) 信用金庫以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

11 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）

(単位：件)

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

(単位：件)

類型	当事者の別			
	顧客が法人	顧客が個人	その他	計
計				

類型	終了事由の別								
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他	小計	移送	計
計									

(記載上の注意)

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した金庫業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

(単位：件)

(単位：件)

所要期間	件数
1月未満	
1月以上 - 3月未満	
3月以上 - 6月未満	
6月以上	
計	

手続実施方法	件数
面談	
電話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	

計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								計
計									

（記載上の注意）

- 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した金庫業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 2 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 3 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）
（単位：件）

所要期間	件数	所要回数	件数	手続実施方法	件数
1月未満		1回		面談	
1月以上 - 3月未満		2回		面談以外	電話
3月以上 - 6月未満		3回			電子メール
6月以上 - 1年未満		4回			ファクシミリ
1年以上 - 2年未満		5 - 10回			文書の送付
2年以上		11回以上			その他
計		計		小計	

（記載上の注意）

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

（3）紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・負担金			
料金額		負担金額	計
苦情処理手続	紛争解決手続		

（4）紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
（単位：件）

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計

指定紛争解決機関の 窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
そ　　の　　他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1 2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1 3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

別紙様式第10号（第42条の15関係）

（日本工業規格A4）
年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の氏名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入金融機関等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
 - (4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- （記載上の注意）

この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 紛争解決等業務の概要

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称	所 在 地	業 務 を 行 う
-----	-------	-----------

(設置年月日)		日及び時間
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減

年 月 日				

年 月 日				

年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- 2 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 3 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。

6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

7 役員の兼職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員の氏名又は商号若しくは名称		

				株
				株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいい、「親法人」とは第42条の14第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入金融機関等の状況

(1) 金融機関

番号	商号	本店の所在地	加入年月日

(2) 金融機関以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

11 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）

(単位：件)

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

(単位：件)

類型	当事者の別			
	顧客が法人	顧客が個人	その他	計
計				

類型	終了事由の別								
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他	小計	移送	計
計									

(記載上の注意)

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した特定兼営業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

(単位：件)

(単位：件)

所要期間	件数
1月未満	
1月以上 - 3月未満	
3月以上 - 6月未満	
6月以上	
計	

手続実施方法	件数
面談	
電話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	

計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								計
計									

（記載上の注意）

- 「類型」には、紛争解決手続を実施した特定兼営業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）
（単位：件）

所要期間	件数	所要回数	件数	手続実施方法	件数
1月未満		1回		面談	
1月以上 - 3月未満		2回		電話	
3月以上 - 6月未満		3回		電子メール	
6月以上 - 1年未満		4回		ファクシミリ	
1年以上 - 2年未満		5 - 10回		文書の送付	
2年以上		11回以上		その他	
計		計		小計	

（記載上の注意）

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

（3）紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・負担金			
料金額		負担金額	計
苦情処理手続	紛争解決手続		

（4）紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
（単位：件）

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計

指定紛争解決機関の 窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
そ　　の　　他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1.2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1.3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

別紙様式第 4 号の 2 の 2 (第 4 条第 3 項第 14 号関係)

年 月 日

商 号
又は名称

氏 名

印

(法人にあっては、代表者の氏名)

指定紛争解決機関との契約締結等の状況

1. 指定紛争解決機関が存在する場合

貸金業法第 12 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称。

2. 指定紛争解決機関が存在しない場合

貸金業法第 12 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容。

別紙様式第22号（第30条の30関係）

（日本工業規格A4）
年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の氏名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入貸金業者等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
 - (4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- （記載上の注意）

この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 紛争解決等業務の概要

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称	所 在 地	業 務 を 行 う
-----	-------	-----------

(設置年月日)		日及び時間
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号() - 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減

年 月 日				

年 月 日				

年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- 2 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 3 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。

6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

7 役員の兼職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員の氏名又は商号若しくは名称		

(記載上の注意)

- 1 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
- 2 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 3 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

(フリガナ) 氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	議決権 の割合	主要議決権所 有者並びに親 法人及び子法 人の別	議決権が株式 である場合は 株式の数
-----				株
				株
-----				株
				株
-----				株
				株
-----				株

				株
				株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいい、「親法人」とは第30条の29第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入貸金業者等の状況

(1) 貸金業者

番号	商号又は名称	住所	加入年月日

(2) 貸金業者以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

11 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）

(単位：件)

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

(単位：件)

類型	当事者の別			
	顧客が法人	顧客が個人	その他	計
計				

類型	終了事由の別								
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他	小計	移送	計
計									

(記載上の注意)

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した貸金業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

(単位：件)

(単位：件)

所要期間	件数
1月未満	
1月以上 - 3月未満	
3月以上 - 6月未満	
6月以上	
計	

手続実施方法	件数
面談	
電話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	

計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								計
計									

（記載上の注意）

- 「類型」には、紛争解決手続を実施した貸金業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）
（単位：件）

所要期間	件数	所要回数	件数	手続実施方法	件数
1月未満		1回		面談	
1月以上 - 3月未満		2回		面談以外	電話
3月以上 - 6月未満		3回			電子メール
6月以上 - 1年未満		4回			ファクシミリ
1年以上 - 2年未満		5 - 10回			文書の送付
2年以上		11回以上			その他
計		計		小計	

（記載上の注意）

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

（3）紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・負担金			
料金額		負担金額	計
苦情処理手続	紛争解決手続		

（4）紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
（単位：件）

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計

指定紛争解決機関の 窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
そ　　の　　他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1 2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1 3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

別紙様式第1号（第18条関係）

（日本工業規格A4）
年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の氏名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入信用協同組合等々の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
 - (4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- （記載上の注意）

この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 紛争解決等業務の概要

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称	所 在 地	業 務 を 行 う
-----	-------	-----------

(設置年月日)		日及び時間
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位 : 人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減

年 月 日				

年 月 日				

年 月 日				

計 名				

(記載上の注意)

- 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- 2 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 3 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。

6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

7 役員の兼職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員の氏名又は商号若しくは名称		

				株
				株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいい、「親法人」とは第17条第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入信用協同組合等々の状況

(1) 信用協同組合等

番号	名称	主たる事務所の所在地	加入年月日

(2) 信用協同組合等以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

11 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）

(単位：件)

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

(単位：件)

類型	当事者の別			
	顧客が法人	顧客が個人	その他	計
計				

類型	終了事由の別								
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他	小計	移送	計
計									

(記載上の注意)

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した信用事業等関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

(単位：件)

(単位：件)

所要期間	件数
1月未満	
1月以上 - 3月未満	
3月以上 - 6月未満	
6月以上	
計	

手続実施方法	件数
面談	
電話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	

計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								計
計									

（記載上の注意）

- 「類型」には、紛争解決手続を実施した信用事業等関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）
（単位：件）

所要期間	件数	所要回数	件数	手続実施方法	件数
1月未満		1回		面談	
1月以上 - 3月未満		2回		面談以外	電話
3月以上 - 6月未満		3回			電子メール
6月以上 - 1年未満		4回			ファクシミリ
1年以上 - 2年未満		5 - 10回			文書の送付
2年以上		11回以上			その他
計		計		小計	

（記載上の注意）

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

（3）紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・負担金			
料金額		負担金額	計
苦情処理手続	紛争解決手続		

（4）紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
（単位：件）

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計

指定信用事業等紛争解決機関の 窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の 選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の 資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の 保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決 手続の結果に関するもの				
そ の 他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1 2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1 3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

苦情処理手続は法第69条の2第6項第1号に規定する苦情処理手続であつて信用事業等に係るものをいう。

紛争解決手続は法第69条の2第3項に規定する紛争解決手続であつて信用事業等に係るものをいう。

別紙様式第28号（第239条の15関係）

（日本工業規格A4）
年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の氏名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入保険業関係業者等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
 - (4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- （記載上の注意）
この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 紛争解決等業務の概要

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称	所 在 地	業務を行う
-----	-------	-------

(設置年月日)		日及び時間
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位 : 人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減

年 月 日				

年 月 日				

年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- 2 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 3 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。

6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

7 役員の兼職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号若しくは名称及び主たる営業所若しくは事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員の氏名又は商号若しくは名称		

				株
				株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいい、「親法人」とは第239条の14第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入保険業関係業者等の状況

(1) 保険業関係業者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	加入年月日

(2) 保険業関係業者以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

11 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）

（単位：件）

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	当事者の別			
	顧客が法人	顧客が個人	その他	計
計				

類型	終了事由の別								
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他	小計	移送	計
計									

（記載上の注意）

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した保険業務等関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

（単位：件）

所要期間	件数
1月未満	
1月以上 - 3月未満	
3月以上 - 6月未満	
6月以上	
計	

手続実施方法	件数
面談	
電話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	

計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								計
計									

（記載上の注意）

- 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した保険業務等関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 2 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 3 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）
（単位：件） （単位：件） （単位：件）

所要期間	件数	所要回数	件数	手続実施方法	件数
1月未満		1回		面談	
1月以上 - 3月未満		2回		面談以外	電話
3月以上 - 6月未満		3回			電子メール
6月以上 - 1年未満		4回			ファクシミリ
1年以上 - 2年未満		5 - 10回			文書の送付
2年以上		11回以上			その他
計		計		小計	

（記載上の注意）

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

（3）紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・負担金			
料金額		負担金額	計
苦情処理手続	紛争解決手続		

（4）紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
（単位：件）

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計

指定紛争解決機関の 窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
そ　　の　　他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1 2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1 3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

別紙様式第23号（第80条の15関係）

（日本工業規格A4）
年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の氏名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入信託会社等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
 - (4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- （記載上の注意）

この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 紛争解決等業務の概要

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称	所 在 地	業 務 を 行 う
-----	-------	-----------

(設置年月日)		日及び時間
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位 : 人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減

年 月 日				

年 月 日				

年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- 2 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 3 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。

6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

7 役員の兼職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員の氏名又は商号若しくは名称		

(記載上の注意)

- 1 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
- 2 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 3 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

(フリガナ) 氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	議決権 の割合	主要議決権所 有者並びに親 法人及び子法 人の別	議決権が株式 である場合は 株式の数
-----				株
				株
-----				株
				株
-----				株
				株
-----				株

				株
				株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいい、「親法人」とは第80条の14第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入信託会社等々の状況

(1) 信託会社等

番号	商号	本店の所在地	加入年月日

(2) 信託会社等以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

11 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）

(単位：件)

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

(単位：件)

類型	当事者の別			
	顧客が法人	顧客が個人	その他	計
計				

類型	終了事由の別								
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他	小計	移送	計
計									

(記載上の注意)

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した手続対象信託業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

(単位：件)

(単位：件)

所要期間	件数
1月未満	
1月以上 - 3月未満	
3月以上 - 6月未満	
6月以上	
計	

手続実施方法	件数
面談	
電話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	

計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								計
計									

（記載上の注意）

- 「類型」には、紛争解決手続を実施した手続対象信託業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）
（単位：件）

所要期間	件数	所要回数	件数	手続実施方法	件数
1月未満		1回		面談	
1月以上 - 3月未満		2回		電話	
3月以上 - 6月未満		3回		電子メール	
6月以上 - 1年未満		4回		ファクシミリ	
1年以上 - 2年未満		5 - 10回		文書の送付	
2年以上		11回以上		その他	
計		計		小計	

（記載上の注意）

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

（3）紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・負担金			
料金額		負担金額	計
苦情処理手続	紛争解決手続		

（4）紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
（単位：件）

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計

指定紛争解決機関の 窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
そ　　の　　他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1 2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1 3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

別紙様式第11号（第22条の15関係）

（日本工業規格A4）
年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の氏名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入抵当証券業者等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
 - (4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- （記載上の注意）

この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 紛争解決等業務の概要

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称	所 在 地	業務を行う
-----	-------	-------

(設置年月日)		日及び時間
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位 : 人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減

年 月 日				

年 月 日				

年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- 2 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 3 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。

6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

7 役員の兼職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員の氏名又は商号若しくは名称		

				株
				株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいい、「親法人」とは第22条の14第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入抵当証券業者等の状況

(1) 抵当証券業者

番号	商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	加入年月日

(2) 抵当証券業者以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

11 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）

（単位：件）

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	当事者の別			
	顧客が法人	顧客が個人	その他	計
計				

類型	終了事由の別								
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他	小計	移送	計
計									

（記載上の注意）

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した抵当証券業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

（単位：件）

所要期間	件数
1月未満	
1月以上 - 3月未満	
3月以上 - 6月未満	
6月以上	
計	

手続実施方法	件数
面談	
電話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	

計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								計
計									

（記載上の注意）

- 「類型」には、紛争解決手続を実施した抵当証券業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）		（単位：件）		（単位：件）	
所要期間	件数	所要回数	件数	手続実施方法	件数
1 月未満		1 回		面 談	
1 月以上 - 3 月未満		2 回		面 談 以 外	電 話
3 月以上 - 6 月未満		3 回			電 子 メール
6 月以上 - 1 年未満		4 回			ファクシミリ
1 年以上 - 2 年未満		5 - 10回			文書の送付
2 年以上		11回以上			そ の 他
計		計		小 計	

（記載上の注意）

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

（3）紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・負担金			
料金額		負担金額	計
苦情処理手続	紛争解決手続		

（4）紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
（単位：件）

	苦情処理手続	紛争解決手続	
--	--------	--------	--

類型	に関するもの	に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
その他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1.2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1.3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員(法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。